

第3章 次なる波への備え

次なる COVID-19 感染拡大の波が、いつ、神戸に来るかわからないが、スペイン風邪など過去の教訓や感染者が 1000 万人を超える世界的なパンデミックの現況を踏まえれば、今後当分の間、常に警戒と備えが必要であることは言うまでもない。

3月から5月にかけての感染拡大の第1次対応においては、十分な準備や想定ができていない中で対応せざるを得なかったが、その間、多くの経験を積むことができた。

COVID-19 による死者を最小限にすること、市民生活や経済活動をできる限り維持・回復すること、この2つの戦略目標を掲げ、次なる感染拡大期の到来に備えなければならない。

以下、分野ごとに「感染警戒期において準備しておくべき備え」、「感染拡大期において適切に対応するための方針」を明らかにする。

第1節 感染警戒期において準備しておくべき備え

(1) 医療提供体制と感染拡大防止策

(検査体制)

- ① 早期に感染拡大の兆しをキャッチするとともに、クラスター対策を万全にするため、積極的 PCR 検査、抗原検査などによる戦略的サーベイランスを実施する。
- ② 環境保健研究所の 24 時間体制への移行や PCR 検査機器、体制のさらなる拡充を図るとともに、ロボット化・自動化の推進等による効率化により、PCR 検査能力（現行：1 日 462 検体）の拡充を図るとともに、抗原検査などを組み合わせた効果的な検査体制を推進する。
- ③ 検査の受付、検体の回収、PCR 検査の実施、PCR 検査結果の交付等を行うための人員や車両等の体制を構築する。あわせて、適切な民間委託の併用を検討する。
- ④ 検査の専門的技術・知識を持った職員の確保を進める。

(相談窓口)

- ① 感染者の状況に合わせた相談センターの人員配置と開設時間拡充について、相談件数に応じた体制整備を準備する。
- ② これまでの相談事例を関係機関（医師会等医療機関）に報告し、相談センターの役割について周知を図る。
- ③ 市民への感染や感染予防策、備えに関する正しい情報発信・提供を行う
- ④ 受診先医療機関の感染対策の整備支援（衛生材料の確保等）により、有症状者の受診先を確保する。

(積極的疫学調査)

- ① 感染拡大期において積極的疫学調査を適切に実施するために必要となる保健師の人員確保、人材育成を進める。
- ② 積極的疫学調査を円滑に実施するための調査様式等を改善する。
- ③ 報道を通じて公表した内容が市民に安心をもたらしたのか、感染拡大防止に寄与したのか、検証を行ったうえで、公表内容や基準の検討を行う。

(医療提供体制の確保)

- ① 兵庫県の方針を踏まえ、市民病院機構や民間医療機関と緊密な連携を図りながら、フェーズに応じた入院体制、病床の確保を行う。(感染拡大期には、病床数120床、うち重症者用病床数39床の確保を目指す。)
- ② 中央市民病院における COVID-19 の院内感染防止と重症者に対する対応強化を図るため、COVID-19 患者(重症)受け入れ臨時病棟(36病床)の建設を進め、10月の供用開始を目指す。
- ③ 「こうべ病院安心サポートプラン」による医療機関への補助を行い、医療機関の院内感染防止を促進するとともに、発熱のある救急患者の入院受け入れしやすい環境を整える。
- ④ 中央市民病院等における院内感染の実例検証を行い、そこから得られる教訓等について市内医療機関に啓発を行う。
- ⑤ 医療用資機材について、市と医療機関ともにローリングストック方式によって概ね3か月程度分を目途に必要な備蓄に努める。あわせて備蓄場所の確保を行う。
- ⑥ 専門家による電話による個別相談窓口を設置、運用し、COVID-19 対応に当たる医療従事者、介護スタッフ等の心のケアを行う。あわせて、精神保健福祉センターによる患者・家族等の心のケアを行う。

(宿泊療養施設)

- ① 入院後、症状が安定した患者を移送するとともに、無症状者等を入院前に待機させるための入所施設として、宿泊療養施設を100室以上、当分の間は常時確保する。
- ② PPE など必要な防護具が、感染拡大期に十分な確保ができるよう備蓄量や使用量を把握し備蓄数の確保を行う。
- ③ 宿泊療養施設の円滑な運営を図るため、運営マニュアルを改訂・整備する。
- ④ 医療物品の確保やパーテーションの改修を行い、安全かつ快適に入所者が過ごせるよう、また職員も安全で作業効率が向上するよう設備の改善を図る。
- ⑤ スマートフォンのアプリやウェアラブル機器など ICT の活用を進めるとともに、

患者支援ロボットの開発を進め、患者とスタッフの接触を最小限に減らすための工夫を行う。

- ⑥ 入居される患者に関する情報を事前に把握するための体制整備を行う。
- ⑦ 入所者への食事提供内容の見直しや、栄養バランス（野菜や果物など）を再検討し、療養患者に適した食事提供を行う。また、食物アレルギー等の制限食にも対応できるように食物アレルギー対応食品等の備蓄を確保する。
- ⑧ 退所時アンケートで要望のあった項目（洗濯用品、入所者用消毒薬他）について検討を行い必要な備品を確保する。また、運動不足解消、気分転換に資する対策を検討する。

（感染防止のための市民等への啓発）

- ① 職場など人が密集する場所でのマスクの着用、咳エチケット、手洗いの徹底、健康チェックの実施など、感染防止のために必要な行動について、市民に対する意識啓発を継続する。
- ② 熱中症患者多発による医療機関の逼迫を防止するため、熱中症を十分に警戒するよう市民への啓発を図る。あわせて児童生徒の登下校時のマスク着用はやめるなど、外での適正なマスク利用を推進する。
- ③ 感染症神戸モデルを継続し、クラスターが発生しやすい高齢者施設等の巡回によって状況確認や顔の見える関係づくりを進めるとともに、実務者研修等を行う。

（救急体制）

- ① 救急隊員の感染防止対策のため、感染防止用資器材（マスク、感染防止衣、消毒液等）の収納場所を確保し、必要な備蓄するとともに、発熱等救急患者の PCR 検査結果を迅速に救急隊に伝える体制を構築する。
- ② 発熱等のある救急患者を受け入れる医療機関の確保を進め、陽性であることが確認された後は、発熱等救急患者受け入れ医療機関から、陽性患者受け入れ医療機関へ円滑に移送する体制を構築する。
- ③ 救急搬送に関連する以下の項目について、消防局と保健所において連携を図る。
 - ・ 119 番通報受信時や救急現場で COVID-19 陽性患者と判明した場合の連絡体制と搬送先医療機関の調整
 - ・ 医療機関や宿泊療養施設等において保健所が覚知した COVID-19 確定患者で、重症の場合は救急車で搬送し、軽症者は保健所が搬送
 - ・ 陽性患者に対応する医療機関の情報提供
 - ・ 陽性患者移送のための予備救急車の貸し出し
 - ・ 救急隊が搬送した感染症が疑われる患者の PCR 検査結果の提供

(2) 報道対応と広報

(広報全般)

- ① 第1次の対応を踏まえ、患者情報の公表をはじめ、感染拡大期における記者会見、報道対応のあり方を検討し、報道機関の意見も踏まえつつ、COVID-19 広報対応マニュアルを作成する。
- ② 患者発生情報等について、記者会見やホームページを通じ、リアルタイムで市民にわかりやすく速報する体制を維持し、市内の感染状況についての情報提供と危機意識の共有を図る。
- ③ 今後、COVID-19 への関心が薄れる時期があっても、市ホームページなど市の広報媒体を通じ、わかりやすいデータ等を示しながら、継続的に感染防止のための広報啓発を行う。



(データ解析)

- ① 次の感染拡大期において、市民に外出自粛等の行動変容を呼びかけるために効果的なデータ解析の手法やアンケートの実施等を検討する。
- ② 人流、物流に関するデータとして、利用可能なものについて、関係企業や団体等との調整を行う。
- ③ 少しでも早く次の感染拡大期の兆候をつかむために、緊急事態宣言解除後も、引き続き新規感染者数や入院患者数、PCR 検査数などの「感染者の情報」、市営地下鉄などの「人流データ」、国、他自治体の状況についてモニタリングを行い、庁内関係局と情報共有を行う。
- ④ 在宅勤務や子ども居場所づくりなど、緊急アンケートのデータ解析に基づいて浮かび上がった課題への対応について、対策を検討する。
- ⑤ 市の保有するデータのオープンデータ化を進め、シビックテックの活用、官民の連携による COVID-19 対策を促進する。
- ⑥ データを分かりやすくかつ効率的に可視化するためには、BI ツールの活用が有用であり、庁内のシステム環境を整えるとともに、研修など学習環境の充実、大学や民間企業との連携により、ツールを使いこなせる職員を増やす。

(不当な偏見・差別の防止、医療従事者等への支援)

- ① 医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止する観点から、国内では神戸から広がったライトイットブルーや、こうべ医療者応援ファンドなど「感謝」を形にして伝える取り組みを継続するとともに、わかりやすく共感を生むような広報啓発を通じ、不当な偏見や差別を許さない市民風土を涵養する。

- ② こうべ医療者応援ファンドの支援を受けた医療機関の使途の状況や医療従事者の声など発信し、引き続きファンドへの寄附を広く募集する。

(3) 市立学校園

(全般)

- ① 市の方針や国・県などからの通知について、学校園の現場に迅速かつわかりやすく周知・伝達するための手法について、検討を行い、改善を進める。あわせて、学校園から保護者への連絡手段についても、必要な改善・充実を図る。
- ② 教育委員会、学校園ホームページについて、臨時休業時に大幅に閲覧が増加した経緯を踏まえ、市の方針や保護者への通知等について、できる限りわかりやすい表示・表記や、外国籍の家庭等向けの平易な日本語の利用や多言語対応などを進める。
- ③ 幼児児童生徒に感染症に対する正しい知識と理解を深め、毎朝の検温、風邪症状の確認、こまめな手洗い、マスクの適切な着用など「新しい生活様式」の定着を支援するとともに、保護者・市民にも理解を図る。
- ④ 学校園において感染者等が発生した場合の対応マニュアルを改訂・整備し、以下の基準を明示する。
 - ・ 臨時休業の範囲（学級、学年、学校全体など）の判断基準
 - ・ 臨時休業する際の保護者等へのできるだけ早い通知
 - ・ 学校園でクラスターが発生した場合など、学校園を特定した公表が必要となる場合の対応

(学習・生活への支援)

- ① 臨時休業等に伴い実施できなかった授業時数の確保と子どもたちの学びの保障について、児童生徒の心身への過度の負担とならないように学習状況を的確に把握し、習熟度に応じた指導を行うなど、できる限りの措置を講ずる。
- ② 学習指導員やスクールサポートスタッフの追加配置などにより、学習内容の定着が不十分な児童生徒などに対するきめ細かなフォローを実施する。
- ③ 国の補正予算に計上された学びの保障のための教員加配を活用し、少人数による授業を実施するため、空き教室等の調査を早急に実施する。
- ④ 学校園を再び臨時休業せざるを得なくなった場合における在宅での学習指導について、検討を進め、必要な準備を行う。また、家庭学習での課題や指導内容について、学校間で差異が生じることがないように、教育委員会において統一的な学習指針を定める。
- ⑤ オンライン学習の実施環境を整えるため、できるだけ早期に児童生徒1人1台パソコンを実現するとともに、その実現までの間は、必要な家庭にリースにより調達し

たPC等を貸与できる体制を構築する。

- ⑥ オンライン学習の推進のため、教職員の意識や技術の向上のため、研修制度を構築する。また、オンライン学習には教員がクラス全員に授業映像を流すものや一对一で面談を行うもの、ホームルーム型など様々な形態があるため、同時双方向の授業について、効果的な実施方法・内容を検討する。
- ⑦ 現行の教職員端末ではサーバー容量の関係等から、いっせいにアクセスするとスムーズに作動しない状況を改善するため、神戸市情報教育基盤サービスの再構築（令和3年1月完了予定）を進めるとともに、それまでの間に取りうる対応策を検討する。
- ⑧ 通常授業の実施後も家庭学習の定着を図るため、学習支援ツールの家庭での継続的な活用を図る。
- ⑨ 休業が長期にわたったことから、ストレスや心身の不安の増加が危惧されるため、スクールカウンセラーなどによる配慮が必要な児童生徒への見守りに特に注意を払う。
- ⑩ 夏季休業が短縮されること、休業によって子どもたちの体力や暑さへの適応力が低下していることが懸念されることなどから、教室内における適切かつ十分な冷房の使用や水分補給、登下校時などにマスクを外すことなど、子どもたちの熱中症対策を徹底する。
- ⑪ COVID-19の影響により、著しく収入が減少した世帯に対し、就学援助など丁寧な制度の周知・対応に努める。
- ⑫ 感染の不安を理由に欠席する児童生徒についても、家庭訪問や電話連絡により、丁寧な学習指導、生活支援を行う。あわせて、欠席扱いとするかについての検討も行う。
- ⑬ 修学旅行、運動会、文化祭など学校行事についての感染防止対策を講じたうえで、可能な限り実施する。そのために必要となる学校行事の実施方針を教育委員会で作成し、学校園に周知する。

（衛生用品、設備整備）

- ① マスク、消毒液、ハンドソープ、手袋など保健衛生用品の学校園での備蓄を進めるとともに、市場でひっ迫している非接触型体温計について様々な方法で調達に努める。
- ② 給食調理室への配備などスポットクーラー等の追加調達を検討する。
- ③ 空調が未整備の特別教室、小学校の体育館について、早期の空調整備を検討する。

（運営体制等）

- ① 臨時休業中の教職員の出務体制の検証を行い、感染拡大期における学校園の運営体

制のあり方を検討する。

- ② 学習支援員やその他外部人材の活用が増加することが想定されるため、教育人材センターへの積極的な登録を推進する。

(4) 保育所・学童保育施設等

(保育所等)

- ① 各園と保護者とのコミュニケーションをとるための手段としてメールなどの効率的な手法をあらかじめ確保するよう、適切な助言を行う。
- ② 保育現場において実施可能な感染防止対策、職員や園児等が感染した場合の対応方針などについて検討を行い、各園に周知徹底する。
- ③ 園で感染者が発生した場合、濃厚接触者でない園児の代替保育ができる仕組みについて、検討する。
- ④ 家庭保育に協力いただける保護者及び園児に対し、保育所からの適切なフォローのあり方を検討する。
- ⑤ 各園において、衛生用品の購入ルートの確保及び一定量の備蓄を行う。
- ⑥ 実費徴収部分の減額、認可外保育施設利用者の保育料の減額等、園の判断によるものについては、事前に取り扱いを定め、保護者に伝えておくよう、園に周知する。

(学童保育施設)

- ① 学校の臨時休業時において、速やかに学童保育施設で保育する対応が可能となるよう、各施設において人員確保体制の構築などの準備を進める。
- ② 人員確保の観点から、神戸市社会福祉協議会による応援体制や、人材派遣会社の活用による有資格者の確保等の方策を検討する。あわせて、見守りカメラの設置など、職員の負担軽減に向けた施設環境整備を促進する。
- ③ 学校と学童保育施設との役割分担について、事前に方針を決定するとともに、子ども達の安全を守るための意思決定を行う仕組みの構築を検討する。
- ④ 学童保育施設における密な空間を避けるため、学校の多目的室や運動場、地域福祉センター等の一時利用場所の確保に関する方針を検討し、教育委員会等との協議を進める。
- ⑤ アルコール消毒液やマスク等の衛生用品について、概ね3ヶ月程度分を目途に必要な物量の備蓄を進める。
- ⑥ 児童情報の管理や保護者への情報提供について、ICT を活用した仕組みの構築を検討する。
- ⑦ 感染者の発生状況や段階(小学校単位、地区単位等)に応じた対応策を事前検討のうえ、各施設の指定管理者と情報共有する。

(療育センター)

- ① 児童発達支援センターから保護者へ連絡手段として、一斉配信メールの導入を検討する。
- ② アルコール消毒液やマスク等の衛生用品について、概ね3ヶ月程度分を目途に必要なとなる物量の備蓄を進める。
- ③ 児童発達支援センターの通園バスの乗車状況を確認し、密が生じる可能性があれば対応策を検討、実施する。

(保護者の感染時の児童の緊急一時保護)

- ① 保護者が感染した場合の児童の緊急一時保護について、適切な施設と人員体制を確保する。
- ② 乳児については、母と同じ医療機関での受入れ検討を要請することとし、医療機関等との調整を行う。

(5) 社会福祉施設等

(社会福祉施設)

- ① 施設における感染防止対策、感染者が発生した場合の対応などについて、支援マニュアルを作成・改訂し、正しい知識・対処方法・必要な対応についての周知を図る。
- ② 職員の健康管理の徹底等により、施設内感染のリスクを低減させる。
- ③ 施設内で患者及び濃厚接触者が発生することを想定し、職員研修や施設における対応マニュアルの整備、施設の階ごとやユニットごとでの従業者と利用者の特定や記録の作成等が行われるよう助言指導を行う。
- ④ 施設内感染の発生を想定した近隣医療機関との連絡・相談体制の構築を促進する。
- ⑤ アルコール消毒液やマスク等の衛生用品について、各施設において概ね3ヶ月程度分を目途に必要なとなる物量の備蓄を進める。市としてもバックアップのための備蓄を行う。
- ⑥ 市から各施設への通知等が確実に届くよう、メール・FAXの確認を行うとともに、介護保険サービスを提供しているみなし指定事業所を把握し、確実な連絡体制を整備する。
- ⑦ 感染拡大防止の観点から、国の補助制度等の活用による多床室の個室化事業を推進する。

(放課後等デイサービス事業所)

- ① 施設における感染防止対策、感染者が発生した場合の対応などについて、支援マニュアルを作成・改訂し、正しい知識・対処方法・必要な対応についての周知を図る。

- ② 教育委員会、こども家庭局との連携体制を再確認するとともに、学校、保育所等との役割分担を整理する。
- ③ 市から各施設への通知等が確実に届くよう、現状 FAX による連絡をメーリングリストの活用に変更するなど、確実な連絡体制を整備する。

(6) 個人向け支援策

(特別定額給付金)

- ① 今後、類似の給付事業が行われる場合、より効率的かつ迅速な給付を実現するため、以下のような改善が必要であることについて、国など関係機関へ情報提供を行う。
 - ・ オンライン申請に必要な世帯主のマイナンバーカードにかかる手続きや、郵送申請の記入方法の問い合わせなど、市役所や区役所に多くの市民が来庁することで、感染が拡大につながる恐れがあることから、簡素で誰にでもわかり易い申請方法の確立が必要
 - ・ マイナポータル機能を拡充し、重複申請や申請内容の不整合などを許容しない仕組みや、申請状況（受付済、審査中、差し戻し、審査完了など）を確認できる機能を設ける等、全国的に統一されたオンライン申請方法の構築が必要
 - ・ 給付金事業にかかる、DV、施設入居児童等への必要な配慮については、取り扱い、周知、市町村間情報連携の環境整備などパッケージ化し、効率の良い事務を目指すことが必要
- ② 特別定額給付金の給付が概ね終了した段階で、市独自の検証作業を行い、類似の給付事業が行われる際の参考となる報告書を作成する。

(くらし支援全般)

- ① 生活に困窮した市民からの相談に適切に対応できるよう、ニーズに応じたくらし支援窓口の体制整備を行うとともに、必要な人が必要な支援を受けられるよう広報や連携を強化する。
- ② 住居確保給付金制度について、申請者が急増した場合における受付対応体制の強化、事務の効率化、集約化等を検討する。また、住居確保給付金を利用する市民について、適切な就労支援が行われるよう努める。
- ③ 生活保護受給者の増大も想定し、従来の職員配置基準から柔軟な対応が図れるよう関係所管課と連携を進める。あわせて経済活動の状況を踏まえ、生活保護受給者への就労指導について、どの程度の活動を求めるのか、また、定期訪問についてもどの程度実施するのかなど指針について整理する。
- ④ 生活福祉資金について、一定数の申請が継続している間は、現状の体制を維持し、申請を迅速に対応できる体制を確保するとともに、申請状況に応じた体制の縮小あるいは強化を柔軟に行う。

- ⑤ ネットカフェについて、休業した場合やクラスターが発生した場合に備え、事業者情報及び利用の実態把握を進める。

(保険料全般)

- ① COVID-19の影響により収入が減少した世帯等に対し、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の減免申請に対し、円滑に審査・対応できるよう、必要な体制を構築する。
- ② 保険料の減免制度、国民年金の免除制度などについて、各制度の説明、手続き方法や各種申請様式の掲載を充実するなどホームページ等を通じてわかりやすい広報を行う。
- ③ 保険料納入通知書発送時の対応について、例年、発送後～月末までは、区への来庁者や電話による問い合わせが急増、集中するため、3密を回避するため、以下の対策を講じる。
- ・ 区保険年金医療課における来庁者抑制の呼びかけ
 - ・ 大量の郵送物の場合には分散配達（3日間）の実施
 - ・ 郵送申請の手続きの拡大
 - ・ 市民からの問い合わせ対応のための専用コールセンターを設置する。
- ④ 国民年金の郵送対応について、日本年金機構と調整しつつ、可能なものは郵送申請を検討する。

(その他)

- ① ICTを活用した生活困窮者学習支援事業について、参加者拡大のための広報、大学生講師調整などを進めるとともに、今後の参加者の増加、対象拡大を見据えた執行体制・執行方法（機器の調達・配備、使用方法の周知、トラブル対応など）の検討を行う。
- ② こどもの居場所づくり(昼食提供型)支援助成事業について、学校休業時には再開できるように、地域住民の理解涵養や体制づくりなどを進める。
- ③ ひとり親家庭のサポートのうち就業相談（電話での相談）について、相談が継続できる体制を整備するとともに、資格取得WEB講座、就職準備金の支給について、必要に応じ、追加で講座開催等の実施を検討する。
- ④ DV夜間相談ダイヤルについて、現在の相談件数の状況も踏まえ一時休止する一方、必要に応じて速やかに再開できる体制を整える。
- ⑤ 子育て相談ダイヤルについて、児童家庭支援センターの通常業務へつなげ、地域に根差した子育て相談窓口を確立するとともに、相談内容の分析を行い、適切な支援につなげるよう対応を検討する。
- ⑥ 子育て世帯への臨時特別給付金について、迅速な給付を実施する。

(7) 事業者向け支援策

(事業者支援全般)

- ① COVID-19による企業・事業者への影響や必要とされる支援について、的確に現状把握を行うため、庁内各局が有する企業等とのネットワークを活用する仕組みを構築するとともに、広範囲な事業者を対象とした状況変化に即応できるアンケート方法（オンライン等）について検討する。
- ② 資金調達支援にかかる市長認定窓口について、申請件数が一定数増加した場合の専門人材の派遣について関係機関と事前に取り決めておく。また、窓口増設に対応できるスペースの確保、経済観光局内および市全体として応援体制の準備を行う。あわせて申請書類を簡素化する基準について、検討を進める。
- ③ 飲食店等支援について、市内事業者等への効果的な周知・伝達方法を検討する。

(事業者向け各種相談窓口)

- ① 窓口を設置する場合に必要な場所、資材・通信機器・人員についてあらかじめ想定し、意思決定から実施までのスケジュールを確認する。
- ② 経済観光局及び市全体として窓口業務の応援体制準備を行う。
- ③ 感染に起因して発生しうる中小法人等・個人事業者の相談ごとを想定し、必要な士業等専門家（あるいはその団体）に早めに協力要請を行う。
- ④ 国、県、市が行う事業者支援に関する情報が、適切に各事業者まで届くよう、効果的な広報手法、広報ルートを検討、確保する。特に組織化されておらず、普段行政との接点がないような事業者に対する広報手法について検討する。
- ⑤ 国・県・市の情報を一元的にリアルタイムで把握し、問合せ対応・広報・相談支援事業につなげるための臨時担当体制の構築を検討する。
- ⑥ 対面相談の際の感染防止に必要なアルコール消毒液やマスク等の衛生用品について、概ね3ヶ月程度分を目途に必要な物量の備蓄を進める。

(その他)

- ① 市民生活に必要な不可欠な卸売市場機能を維持するため、勤務体制の検討と構築を行う。
- ② 詐欺防止など消費生活センターが行う広報啓発について、SNS やホームページでの情報発信を強化するとともに、広報ルートとして活用できるよう各種団体等とのネットワークを構築する。

(8) 庁内対応

(職員体制)

- ① 「感染拡大期」が再度到来した際に、迅速に応援体制の構築するため、各局室区における「感染拡大期」に優先すべき業務を再整理し、不要不急の業務を見合わせるにより応援に拠出できる人員をあらかじめリストアップし、行財政局と共有する。
- ② LTE 接続端子を当初の 500 台から 2000 台に拡充し、出勤調整など在宅勤務の需要が急激に増加しても即座に対応できるよう、各局室区へ供給する。
- ③ 庁外のネットワーク回線（インターネット回線）で利用できる公用のメールアドレスの付与を行い、事務処理用 PC の有無にかかわらず、緊急時においても連絡・調整ができる環境整備を進める。
- ④ 在宅勤務時に電話対応を行わなければ、業務が著しく滞ると見込まれる所属に対し、公用携帯の付与を進める。
- ⑤ 在宅勤務制度、フレックスタイム制の更なる改善について検討を行う。

(職員の健康管理等)

- ① 延期・縮小されてきた通常業務を再開する中で、特に 3、4 月の長時間勤務者への産業医面談等を通じて、新型コロナウイルスの影響を含む健康対策についての課題を抽出し、今後の対策を検討する。
- ② 長時間勤務者および平常時と異なる勤務状況下でのストレス等によるメンタル不調を生じている職員への、職場の管理監督者によるケアの周知を図るとともに、既存の相談窓口の広報を改めて行う。
- ③ 職員への感染予防啓発（感染経路、マスク・消毒の正しい方法等）、職場における換気等の感染拡大防止対策の継続・徹底を図る。
- ④ 熱中症対策と相反する要素のある今夏におけるマスク着用の取り扱いの周知（6 月上旬済）を行うとともに、各職場の実態に合わせた適切な運用を図る。
- ⑤ 感染拡大期とインフルエンザの流行ができるだけ重ならないようにするため、インフルエンザ予防接種を勧奨（助成制度の周知等）する。
- ⑥ 新型コロナウイルス（COVID-19）のワクチンが出来た場合の職員向けの接種（医療職等の優先接種等）について検討する。
- ⑦ 職員の健康相談・面談等をオンラインでも実施できるよう、導入を検討する。

(区役所)

- ① 来庁者への対応、職員の勤務において、3 密にならない環境を維持するとともに、来庁しなくてもできる手続き（郵送・電子申請）の拡大を検討するなど、市民の利便性向上・区役所の事務の効率化を図る。

- ② 来庁自粛の呼びかけや窓口取扱事務の一時停止、相談窓口の設置など、区役所において感染拡大期に実施した対応を迅速かつ効果的に再実施できるよう必要な準備を行う。
- ③ 対面相談の際の感染防止に必要となるアルコール消毒液やマスク等の衛生用品について、概ね3ヶ月程度分を目途に必要な物量の備蓄を進めるとともに、対応窓口における常設の亚克力板を設置する。
- ④ 感染防止のため区役所を閉鎖する必要が生じた場合、市民への区役所サービスをどのように代替提供できるか等について、検討・準備を行う。
- ⑤ 緊急事態が発生した際における本庁業務所管課と区役所の役割分担、対応等を検討、整理する。

(9) 物資備蓄体制

- ① アルコール消毒液やマスク等の衛生用品、医療機関等で必要とされる防護服等について、概ね3ヶ月程度分を目途に必要な物量の備蓄を進めるとともに、物資毎の消費期限を踏まえ、ローリングストックによる物資管理体制を構築する。特に、アルコールについては、危険物扱いとなり、大量備蓄が困難なこと等に留意する。
- ② 危機管理室、健康局、市民病院機構において、必要な物資の備蓄状況、購入方針等についての情報共有できる体制を整備する。
- ③ 国・県から直接医療機関等への供給される物資の内容・方法、医療機関における在庫や必要物資の分量について、情報を把握できる体制を構築する。
- ④ 医療機関だけでなく、高齢者・障害者施設等における物資供給の仕組みを構築する。
- ⑤ 品質や規格が多様となる無償物資について、活用可能なニーズを集約するルートを整理する。また、物資提供の呼びかけを行う際のルールについて、あらかじめ定める。

(10) 市有施設等

(施設・イベント等)

- ① 感染防止に向けたガイドラインを作成、公表するとともに、利用者向けのチェックリストの配布を行う。あわせて、感染状況の推移に合わせて人数制限等の施設利用制限の方針変更について適時適確に判断・公表できる基準を設定する。
- ② クラスタが発生した場合に参加者へ注意喚起情報を提供するため、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の活用を推進する。
- ③ 利用者とスタッフとの接触の機会を減らすために、ネットでの利用申し込みや、キャッシュレス等への対応を推進する。
- ④ 感染拡大期に移行した場合においても、市民の鑑賞の機会や文化芸術活動が著しく

縮小することを避けるため、音楽や舞台芸術の公演やアート作品の展覧会等を、動画配信で対応できるよう必要な準備を行う。

- ⑤ 施設利用制限の方針変更に対応できるよう、職員の意識醸成及び情報発信体制の整備を各施設に徹底するとともに、臨時休館や活動自粛の際にキャンセル料の減免等の方針を速やかに示す。
- ⑥ 各施設において、感染防止に必要なアルコール消毒液やマスク等の衛生用品について、概ね3ヶ月程度分を目途に必要な物量の備蓄を進める。
- ⑦ 各施設の換気設備等を見直し、できる限り密閉状況を作らない環境を整備する。
- ⑧ 公園や広場、ハイキング道などでは、外出自粛時でも市民が屋外で簡単な運動や散歩ができるような視点での管理運営や整備を検討する。
- ⑨ 臨時休館や施設利用制限による指定管理者の収支面の影響等を検証し、必要な対応を図る。

(港湾関係)

- ① 陽性者などが発生した場合の「感染者発生時の初動対応マニュアル」を策定し、港湾関連事業者へ配布する。
- ② 神戸港 BCP（感染症編）を今後、速やかに策定する。

(市バス・地下鉄)

- ① 日本バス協会、鉄道連絡会の策定したガイドライン（5月14日）を踏まえ、必要な感染予防対策を実施する。
- ② 感染防止の観点から時差通勤を推奨するとともに、地下鉄の混雑状況をホームページ上で公開する。
- ③ 「公共交通を止めない」の考えに基づき、最低限の運行を確保するため、職員に感染者が出た場合の事業運営のあり方（ダイヤ、運行体制、バス営業所間の応援等）についてさらに検証を進める。
- ④ 外出自粛の必要性が高まった場合、実施済みの休日に加え、平日についても減便ダイヤの実施が可能かどうかの検討を行う。

(11) 本部員会議等情報共有と意思決定

- ① 国及び県の方針をできる限り迅速に情報共有できるよう、所管部署との連絡調整を平時から行う体制を構築する。
- ② 市対応方針決定後の各局室区への情報伝達および各局室区から各施設等への情報伝達が円滑に行われるよう、必要な見直しを行う。
- ③ 対策本部で決定した事項の事業者への効果的で有効な情報発信の方法について、必要な見直しを行う。

第2節 感染拡大期において適切に対応するための方針

(1) 医療提供体制と感染拡大防止策

(検査体制)

- ① 市内医療機関における帰国者接触者外来を適切に運営し、必要な検査を速やかに実施する。
- ② 患者が発生した場合、濃厚接触者について無症状であっても PCR 検査等を積極的に行うなどサーベイランスの強化によってクラスターの連鎖的発生を抑制し、感染拡大を防止する。
- ③ クラスターが発生した施設の利用者等に対して、必要に応じて検査実施の呼びかけを行う。
- ④ 環境保健研究所の 24 時間体制化などを図り、市内における PCR 検査能力を最大化する。
- ⑤ 国が示す検査対象の基準をわかりやすく公表し、医療機関だけでなく、広報により市民とも十分な共有を図る。
- ⑥ PCR 検査、抗原検査の適切な役割分担により、必要な検査を速やかに実施し、「検査待ち」を発生させない。
- ⑦ 検査受付、検体回収等に必要な人員、車両等の体制を強化し、検査を円滑に実施する。

(相談窓口)

- ① 市民からの健康相談に対して電話による応答待ちを発生させないように、感染拡大の状況に対応し、相談窓口が 24 時間十分に機能するよう人員体制を随時強化・充実させる。
- ② 相談の結果、必要となるケースにおいて迅速に帰国者接触者外来へのつなぎを実施する。
- ③ 相談窓口に従事する職員等の感染リスクを低減するため、適切な執務環境を提供するとともに、長時間勤務を防止する。
- ④ 市内の COVID-19 の感染状況や相談、医療提供体制、感染予防策等について、市民に対する適切な周知広報を実施し、市民の負担を軽減する。

(積極的疫学調査)

- ① 必要な積極的疫学調査が実施できるよう、保健師等の人員体制を強化・確保する。
- ② 感染拡大防止に必要な聞き取りが十分に行える環境を整備するため、報道発表など

においても患者のプライバシー保護に万全の措置を講ずる。

- ③ 感染拡大防止に必要があると認められる際には、クラスター発生関連施設の名称等の公表を行う。

(医療提供体制確保)

- ① 兵庫県の方針を踏まえ、フェーズに応じた COVID-19 患者の入院体制、病床の確保を実施する。
- ② COVID-19 患者について、自宅療養や自宅待機が発生しないよう、兵庫県と緊密な連携により入院調整や宿泊療養施設の運用を確実に行う。また患者移送のために必要な体制を構築する。
- ③ 中央市民病院が COVID-19 重症者への対応によって、3 次救急受入れなどの通常機能が低下せざるを得ない場合、神戸大学附属病院、災害医療センターなど他の病院との連携・機能代替によって COVID-19 以外の疾病等に対する医療が適切に提供されるような体制を維持する。
- ④ 医療機関における医療用物資の充足状況を把握し、必要に応じて市の備蓄物資の提供を行うほか国、県を通じた支援を確実に実施する。
- ⑤ 医療機関において院内感染が発生した場合でも、拡大させないための対策を徹底する。
- ⑥ 急速な感染拡大にも余裕をもって対応できる体制を構築するため、保健所を中心に健康局などへの支援班の配置等を早め早めのタイミングで随時、実施する。あわせて職員の感染リスク低減のための執務環境改善や接触を最小限にした交代制勤務を行う。

(宿泊療養施設)

- ① 宿泊療養施設について、ニチイ学館に加えて入居可能な施設をさらに確保し、余裕ある体制を構築し、自宅療養や自宅待機を発生させない。
- ② 宿泊療養施設内でスタッフ等への感染が発生しないよう、万全の感染防止策を実施する。
- ③ 「宿泊療養班」を配置し、宿泊療養施設の運営体制を強化する。

(感染防止のための市民等への啓発)

- ① 緊急事態宣言の発令など国、県の方針に基づき、市民への外出自粛や感染予防のための必要な行動について、あらゆる広報を徹底する。
- ② 流言やデマに惑わされないよう、正確な情報に基づく冷静な行動を市民に呼びかける。

(救急体制)

- ① 救急隊員の感染防止対策をより徹底するため、すべての患者に対する感染防止対策の実施、感染防止用資器材の安定した現場供給、2次感染防止のため、現行の消毒体制の徹底・堅持を行う。
- ② 発熱等救急患者のPCR検査結果を迅速に救急隊に伝える。
- ③ 発熱等救急患者は、対応可能な二次救急医療機関へ搬送する。また、119受信時や救急現場でCOVID-19患者と判明した場合は、保健所と連絡を取りながら、陽性患者受け入れ医療機関へ搬送する。
- ④ 救急需要が増加した場合には、救急隊を増隊して対応する。

(2) 報道対応と広報

(広報全般)

- ① 患者発生の新たな情報等について、記者会見やホームページ等を通じ、リアルタイムで市民にわかりやすく広報するとともに、入院患者や検査の状況などのデータを提供する。
- ② 「広報班」を配置し、市が発表する報道資料や会見資料、市ホームページへの記載などについて、わかりやすく誤解が生じないような内容となるよう整理や助言を行うとともに、広報全体の司令塔機能を強化する。

(その他)

- ① 「データ解析チーム」を配置し、市民に外出自粛等の行動変容を呼びかけるために効果的なデータ解析とその公表、様々な課題に対する状況把握のためのアンケートの実施等を行う。
- ② 医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止する啓発を強化する。
- ③ こうべ医療者応援ファンドを通じて、医療従事者への適時適切な支援を実施する。

(3) 市立学校園

(全般)

- ① 学校において感染者等が発生した場合、速やかに臨時休業の範囲（学級、学年、学校全体など）を決定し、保護者等に連絡する。
- ② 神戸市保健所との情報連携により、市内の感染状況やクラスター発生の状況など、学校を取り巻く最新の感染状況を把握する。
- ③ 感染状況に応じて、分散登校や分割登校、個別面談を検討し、実施する。

(学習・生活支援)

- ① 児童生徒や保護者と定期的に連絡を行い、積極的に学習状況や生活状況等の把握に努める。
- ② 実現可能なあらゆる方策を用いて在宅での学習指導やオンライン学習を行うとともに、ICT環境が整わない児童生徒に対し、PCやルータの貸し出しなどの支援を行う。
- ③ 在宅での学習について、児童生徒とともに保護者に対しても適切なフォローを実施する。
- ④ 児童生徒や保護者のストレスや不安に対する心のケアとして、スクールカウンセラーなどによる相談体制を拡充する。
- ⑤ 配慮を要する児童生徒に対し、必要な面談やICTを活用した遠隔カウンセリングなどの実施により、生活状況等の把握に努める。
- ⑥ 就学援助世帯への食品送付など昼食支援を実施する。
- ⑦ 教職員の在宅勤務時において、児童生徒・保護者に対する連絡手段として、学校園での携帯電話の追加配備を行う。
- ⑧ 学童保育施設と緊密な連携を図り、学校園での受け入れなど子どもの居場所の確保に努める。

(4) 保育所・学童保育施設等

(保育所等)

- ① 感染拡大の状況に応じ、家庭保育の要請、さらには特別保育の実施を行い、保護者に対する周知を徹底する。
- ② 在宅で保育する家庭に対し、保育所等が電話・メール等によって育児の相談に対応するとともに、家庭での異変等に対し、適切に対応する体制を構築する。

(学童保育施設)

- ① 感染拡大の状況に応じ、家庭保育の要請、さらには特別保育の実施を行い、保護者に対する周知を徹底する。
- ② 学校と緊密な連携を図り、子どもの居場所の確保に努める。

(5) 社会福祉施設等

- ① 施設内で感染が発生した場合、感染のさらなる拡大を招かないよう、保健所の適切な指導による感染封じ込めを確実に実施する。
- ② 感染防止の観点から、複数の通所系サービスを利用されている高齢者・障害者に対し、家族の介護の状況も考慮しつつ、利用先を1か所に絞るよう呼びかける。

- ③ 施設で使用する衛生用品の不足により、サービス提供が困難に陥った施設に対して、市の備蓄物資の中から可能な限り支援を行う。

(6) 個人向け支援策

- ① くらし支援窓口について、土日・休日を含む相談体制を強化し、必要な方に必要な支援を確実に実施する。
- ② 住居確保給付金、生活福祉資金について、十分な相談受付体制を構築し、必要な支援を確実に実施する。
- ③ 居場所を失った市民に対し、市営住宅などの居所を確保し、必要に応じてそれを提供する。
- ④ 子育て相談ダイヤルを通じた子育てに関する相談体制を強化する。あわせて必要に応じ、DV夜間相談ダイヤルを再開する。
- ⑤ 感染防止に配慮しながら、こどもの居場所づくり(昼食提供型)支援助成事業を実施する。

(7) 事業者向け支援策

- ① 市内での感染状況、市民や中小企業の声を踏まえ、国や県および他都市の支援制度の動向を考慮しながら、可能な限り速やかに必要な施策を実施する。
- ② 資金調達支援にかかる市長認定窓口について、窓口の混雑状況に応じて、体制等を拡大する。
- ③ 事業者向け各種相談窓口について、各機関の政策内容を把握し、サポートが必要と判断すれば早急に会場・支援体制を強化する。
- ④ 国・県・市・金融機関等が相次いで多種の支援制度が創設・実施された場合、市HPにおける情報の適切な発信のほか、事業者の全般的な理解を助けるための相談窓口を設置する。

(8) 庁内対応

- ① 新型コロナウイルス感染症対策最優先宣言を再発令し、不要不急の業務を見合わせ、必要な部門への応援を随時、強化する。
- ② 徹底した在宅勤務を実施するほか、出勤が必要な部署についても、交代制によるローテーション勤務などによる感染リスクの低減を図る。
- ③ 長時間勤務者の面談を実施しやすいよう、産業医の出張面談等の円滑な実施方法を検討する。
- ④ 職員の健康管理の窓口となる健康局側の部署の明確化など、局間での情報共有が円

滑になされるための仕組みを確保する。

- ⑤ 区役所への来庁の自粛、来庁前の電話相談の実施を呼びかける。

(9) 物資備蓄体制

- ① 医療機関における在庫数量・必要数量を品目毎に速やかに把握する。不足する医療機関がある場合は、備蓄からの供給を行う。
- ② 庁内各局室区における在庫数量・必要数量を速やかに把握する。不足する局室区がある場合は、必要性・緊急性を把握の上、備蓄からの供給を行う。
- ③ 感染拡大に伴う物資供給の必要性に応じ、「物資班」を設置するなど段階的に人員体制の拡充を図る。

(10) 市有施設等

- ① 市有施設を閉鎖する場合、キャンセル料や管理料の取り扱いについて、できる限り早期に決定し、公表する。
- ② 市有施設再開の方針が示された場合に遅滞なく対応できるよう、休館期間中に準備を進めることができる勤務体制の計画を策定する。
- ③ 港湾関係について、物流等を確保する観点から、感染者が発生した場合でも速やかに事業を再開するために必要な初期対応について、保健所との緊密な連携を図る。
- ④ 市バス・地下鉄について、減便実施の有無を速やかに決定する。

(11) 本部員会議等情報共有と意思決定

- ① 対策本部を設置し、必要に応じて本部員会議を開催し、市としての対応方針を決定する。あわせて、議事概要の作成などによる情報公開に努める。
- ② 市長・副市長との打ち合わせなどで決定した事項について、速やかに庁内での情報共有を図る。